

**会議結果報告書**  
(会議内容全文)

会議の名称	平成 29 年度第 4 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成 29 年 9 月 26 日 (火) 13:30~14:50 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 6 名/7 名中	品川ひろみ、内山真理子、香川美由紀、菊地秀一、前田元照、三井有希子 (敬称略)
傍聴者数	なし

議事	概要
1. 利用定員の設定について	<p><b>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</b></p> <p>本日の会議では、幼稚園等の利用定員の設定、保育所等の整備計画の承認と認可、大きく分けて以上の 2 つが議題となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議をするものである。</p> <p>なお、2 つ目の保育所等の整備計画の承認と認可については、「認可・確認部会の運営について」の 1 に基づき非公開で審議することとし、2 に基づき該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料 1-1 「利用定員の設定について」を用いて説明</p> <p>利用定員とは、子ども・子育て支援新制度において、各施設・事業の利用可能な定員を定めるものである。1～3 号までの子どもの認定区分ごとに定員を定めた上で、その施設・事業が給付による財政支援の対象となることを確認することとなっている。</p> <p>1 ページ目、資料 1-1 が利用定員の案である。種別①幼保連携型認定こども園については、9 件全てが既存保育所から移行する案件であり、保育部分の定員である 2・3 号の定員に増減はないが、認定こども園化により、新たに 1 号定員が設定され、合計で 113 名の 1 号定員の増加となる。</p> <p>次に種別②小規模保育事業 A 型の項目は、上から 4 つが認可外保育施設からの移行、残り 11 件が新規整備の案件となり、合計で 278 名の 3 号定員の設定となる。なお、下から 2 番目のすまいるはっさむ保育園と発寒にじのいろ保育園は同一物件の応募であるため、どちらか一方を選定していただくことになるが、これについては審議事項の 4 で説明する。</p> <p>続いて種別③保育所の項目は、今回 6 件の新規整備案件があり、2・3 号合計 255 名の定員設定となる。</p> <p>2 ページ目、種別④保育所型認定こども園の項目は、3 件全てが既存保育所から移行する案件であり、種別①と同様、2・3 号の定員に増減はなく、新たに 27 名の 1 号定員を設定することとなる。</p> <p>最後に種別⑤幼稚園の項目は、私学助成の幼稚園から新制度へ移行する幼稚園の定員設定である。幼稚園のため、定員設定は 1 号のみとなっており、利用実績や今後の</p>

受入れ人数等を勘案して設定している。

以上の利用定員を設定した場合の結果について、一番下の表に示しているが、利用定員の設定総数は6,043人となり、そのうち保育を必要とする定員は1,643名となる。また、移行及び新規整備により、純粹に増加する計画上の供給量としては、総数は589人となり、2・3号だけでは533人となる。

#### ○資料1-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明

この表は「新・さっぽろ子ども未来プラン」の計画上の供給量に対して、どういった方法で、どの程度の量を確保したか、すなわち需給計画の進捗状況を示したものである。利用定員の設定については、個別の園の状況のほか、これらが「新・さっぽろ子ども未来プラン」に盛り込んでいる教育・保育施設の需給計画に沿ったものとなっているのか、という観点が必要となる。

表の上、①から⑥までの欄に供給確保の方法を示しており、平成29年度中に、その方法ごとに、どの程度の量が確保されたのかを示している。

平成29年度中の保育所等の認定こども園移行や新設等により、増えた供給量を右から6列目「①～⑥合計(B)」で示しており、これらの整備等の結果、右隣の網掛けの列が平成30年4月時点での供給量(C)となる。この供給量(C)と現行計画上のニーズ量との差、すなわち需給状況が右から3番目の列(E)である。さらに、供給量が不足している区については供給量が充足している隣接区との区間調整を行うことにより、需給バランスを均衡させた後の数値が一番右の「区間調整後需給行状(G)」である。

平成29年度中の整備計画を進めることにより、目標年次の平成30年4月時点のニーズに対して、行政区別に見ても2号教育を除いて供給量が確保される。

#### 【主な委員意見・質問】

○2号(教育)とは幼稚園に預けたいが、保育の必要性があるという理解でよいか。

→そのような理解でよい。幼稚園等の教育の利用希望があり、かつ、教育時間を超えての保育が必要、ということである。

○2号(教育)の需給状況がマイナスなので、この部分の供給が求められているという理解でよいか。

→現在の計画は平成27年度に開始されたもので、計画上のニーズ量は、平成25年度に実施した調査に基づいている。しかし、昨年に改めて調査を実施したところ、ニーズ量が大きく増加していたため、この増加したニーズに対応する必要があるとして、計画の見直しを今年度中に実施するところである。計画見直し後においては、2号(教育)以外の区分においても、供給が不足している区分がでることになる。

上記の質疑の後、認可済みである幼稚園等の利用定員の設定は案どおり承認され、この後認可の審議をする保育所等の利用定員の設定は、認可の承認を前提として承認された。

<p>2. 幼保連携型認定こども園（保育所からの移行）の整備計画及び認可</p>	<p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料2「幼保連携型認定こども園（保育所からの移行）の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>平成30年度に幼保連携型認定こども園へ移行する保育所は9園あり、新制度開始以降、最大の移行数となった。設定する利用定員については、先に説明したとおり、現在の保育所の利用定員をそのままに1号定員をプラスする、という形で設定している。従って、1号定員の設定分が、そのまま定員増となる。</p> <p>本市の1号供給量は既に需要を満たしている状況であるが、認定こども園は、保護者の就労形態が変わった場合にも継続して利用できるなど、利用者にメリットがある。また、国は既存施設の認定こども園化を進めていく方針であり、本市においてもこれを推進しているところである。</p> <p>案件一覧の右側の備考欄には、各計画の概要を示しており、1園を除き新たな施設の改築整備等を伴わず、既存の保育所の施設をそのまま活用して幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっている。「認定こども園からまつ」のみ園庭面積確保のための整備を行う、という内容になっている。</p> <p>なお、新制度が開始された平成27年4月以前に認可を受けていた保育所については、園庭などについて幼保連携型認定こども園の本則上の基準を満たしていない場合であっても、現在の保育所の基準を満たしていることをもって認可することが可能という移行特例が適用できることとなっており、しんことに清香こども園他5園について、園庭面積等について移行特例を適用することとしている。また、先に説明した「認定こども園からまつ」に関しては、現在、保育所の基準を満たしてはいるが、1号定員の増加分、園庭面積確保の必要があるということである。</p> <p>続いて、2ページ以降の審査結果一覧を説明する。表の左側が認可基準となる項目である。資料では、施設・項目別に、その内容が基準を満たしているのか、ということを示している。資料中、すみつきカッコは、基準上必要な数字を示している。例えば、No.1の案件である、しんことに清香こども園の項目3のa「園舎」について、すみつきカッコ内の数字が、認可基準としての園舎の必要面積であり、これが548.7㎡、その左に記載しているのが、施設の実際の園舎面積、これが954.35㎡、基準面積以上の園舎面積を確保できていることから、この項目について「○」、すなわち「認可基準を満たしている」と判断している、ということである。</p> <p>札幌市の審査では、これらの各項目について全て「○」と判断をし、総合評価として「適」と判断している。</p> <p>資料の7ページ目からは、各施設の周辺図と平面図、35ページからは事業計画として、各施設から提出のあった運営方針などを掲載している。</p> <p><b>【主な委員意見・質問】</b></p> <p>○全てが保育所からの移行案件であるが、保育所と異なり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った教育・保育の提供が必要となる。この点、事業計画の「その他認定こども園として配慮したい事項」の欄に、当該観点に触れられていない事業者がいる。この点について事前に話をしているのか。</p>
--	---

→書類の提出後、現在までにはその点の話はしていない。部会で出た意見を含め、この点についても伝えていきたいと考えている。また、移行元に応じて、幼保連携型認定こども園となった場合に配慮しなければならない点に違いがあることから、この点に関して明確に確認できるよう提出書類の様式を工夫していく。

○保育所から認定こども園への移行はどのくらいになったのか。

→幼保連携型認定こども園への移行が現在までで9園、今回の案件を含めると18園となる。保育所型認定こども園への移行は現在までで2園であり、来年度に移行するものを含めると5園となる。

○移行特例は、本来の基準より低い基準でも認可するという内容とのことだが、特例の適用期間経過後の扱いはどうなるのか。

→すぐさま本来の基準を満たさなければならず、認可基準を満たさない状況になる、というものではない。

上記の質疑の後、設置認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

3. 小規模  
保育事業  
(認可外保  
育施設から  
の移行)の  
整備計画及  
び認可

**【事務局説明】**

○資料3「小規模保育事業(認可外保育施設からの移行)の整備計画及び認可」を用いて説明

平成30年度に小規模保育事業への移行を目指す認可外保育施設は4園である。案件一覧の右側の備考欄、一番上の点では計画概要を記載しており、いずれの計画も、一部改修等を行うことにより小規模保育事業へ移行する、という内容になっている。3番目の案件を除いては、いずれも建物の1階で保育を行うこととしており、3番目の案件についても、1階及び2階と低層階で保育を行うこととしている。

真ん中の点に記載しているのは建物の概要、一番下の点は屋外遊戯場の確保状況であり、いずれの施設も代替園庭として近隣の公園を使用する計画となっている。

続いて、2ページ以降の審査結果一覧の説明をする。資料の構成や見方は、先ほどの幼保連携型認定こども園の審査結果一覧と同様であるが、小規模保育事業の基準の特徴として、一番下の「4 運営」の3項目「保育内容の支援」「代替保育」「卒園後の受け皿」に関して連携施設を確保する必要があるところである。この点について、1番目の案件「ひまわり保育園」以外は連携施設を確保できている。「ひまわり保育園」は数多くの施設に交渉を行っているところではあるが、卒園後の受け皿部分についてのみ連携の合意には至っていない、という状況である。ただし、この基準については、新制度の開始から5年間、連携施設を確保しない場合でも認可できる、という経過措置の適用が可能であるため、これにより「ひまわり保育園」も認可基準に適合可能である、という判断をしている。なお、連携施設に関する経過措置の期限は、平成31年度まで、となっており、期限が迫っていることから、「ひまわり保育園」に対しては引き続き連携施設の確保に努力するよう指導するとともに、札幌市からも近隣施設の紹

介や仲介などの支援を行っているところである。

札幌市の審査では、これらの各項目について全て「○」と判断をし、総合評価として「適」と判断しております。

また、資料の4ページ目からは、各施設の周辺図と平面図を、14ページ目からは事業計画として、各施設から提出のあった運営方針などを掲載している。小規模であるがゆえに、「保育の質」に関しては特に重視してほしいという意見が過去の部会において挙げられていることから、運営方針などに対する意見があれば、運営に活かすよう園に伝えるなど、指導の参考にしたいと考えている。

なお、「保育の質」の観点の参考として、これら4施設は全て、今年度に市が行った認可外保育施設の立入調査において、厚生労働省が示す指導監督基準を満たすことを確認し、設備運営に関する指摘事項は無いことを補足する。

#### 【主な委員意見・質問】

○代替保育とはどのようなものか

→例えばインフルエンザなどで、小規模保育事業所の職員が保育に従事できないような場合に、連携施設が代わって保育を行うというものである。

○移行する認可外保育施設に3歳以上の利用者はいないのか。いる場合、その子どもの処遇はどのようにするのか。

→施設によっては3歳以上の利用者がある。3歳以上の子どもは、認可保育所等に転園することになる。

○転園に当たっては、市で特段の措置を行っているのか。

→認可保育所等への転園に当たって、優先的に入所できるような措置は行っていない。事業者には、計画の段階から、このことについて保護者への説明を行うように話している。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

4. 小規模  
保育事業  
(新設)の  
整備計画及  
び認可

#### 【事務局説明】

○資料4「小規模保育事業(新設)の整備計画及び認可」を用いて説明

主に資料4-1の審査案件一覧を用いて説明する。今回の審査案件は12件で、厚別区と南区以外の8区から応募があった。なお、資料に記載していないが、当初は15件の応募があったところ、審査の中で3件が辞退となったものである。

左から3つ目に優先地域と優先度を記載しており、Aが最も優先度が高く、続いてB、Cの順で優先度が高くなっている。この優先度については、予算を超えた応募があった際、いずれかの案件を選定する場合に活用するものであるが、今回は資料左下に記載のとおり、当初予算と補正予算案を併せて12件分の予算を確保する予定となっており、予算の範囲内の応募となっている。

続いて、整備区分の項目、1番と2番が自主整備、つまり札幌市の補助を受けずに整備するもので、3番以降の10件が補助整備であり、最大450万円の整備費補助を行うものとなっている。

10番の「すまいるはっさむ保育園」と11番の「発寒にじのいろ保育園」は、どちらも同じ物件での応募となっており、競合していることから、どちらかを選定する必要がある。選定に係る審査結果については、資料の8ページで説明する。

定員については、いずれも19人となる計画であるが、2番の「新川どんぐり」は0歳児の定員設定がなく、1・2歳のみで19人となり、残りの11件は0歳児が3人、1・2歳が16人という定員内訳となっている。

備考欄の記載内容について、2番の「新川どんぐり」と12番の「さら〜れ保育園前田園」以外の10件、つまり、1番と3から11番については、いずれも既存の建物を賃貸し、その1階を整備するもので、自前の園庭を設けることができないことから近隣の公園を代替園庭とする計画となっている。2番の「新川どんぐり」については、当該法人が運営する新川幼稚園の改築に合わせて、その1階の一部を小規模保育事業所として整備するもので、幼稚園の園庭の一部を小規模保育事業所の屋外遊戯場とする計画となっている。また、12番の「さら〜れ保育園前田園」は、既存建物の2階の一部を整備するもので、こちらは公園を代替園庭とする計画となっている。なお、保育室を2階に設置する「さら〜れ保育園前田園」については、必要な避難経路が確保されていることを確認している。

これらの整備の結果としては、競合で重複している案件を除く11件で、209人分の定員を確保できる見通しとなっている。

2ページ以降は、札幌市が行った審査の結果を示している。審査結果としては、資料左側の1から4のとおり、「事業計画との整合性」、「事業者の適格性」、「設備」、「運営」の4つの項目においてそれぞれ「○」か「×」の判断をしており、どの事業者も「×」の項目がなく、総合評価を「適」と判断している。

続いて、競合している「すまいるはっさむ保育園」と「発寒にじのいろ保育園」について、個別審査基準に基づく審査結果を資料8ページにより説明する。個別審査基準については、事業者募集の際にあらかじめ公表しているもので、資料左側に記載のとおり、「1 事業計画との整合性」から「7 準備状況」までの項目にて、100点満点で評価をするものである。

それぞれの合計点数としては、「すまいるはっさむ保育園」が72点、「発寒にじのいろ保育園」が74点で、点数の高い「発寒にじのいろ保育園」の計画を承認する審査結果となっている。

点差がついた箇所は、「4 運営」の「b 保育内容の支援に係る連携施設」の項目で、「すまいるはっさむ保育園」が遠距離の幼稚園と連携するため2点となっており、「発寒にじのいろ保育園」は近距離の保育所と連携することから4点となっているものである。この審査項目、すなわち保育内容の支援については、小規模保育事業所が保育を提供する中で、連携施設に相談や助言を求めるものであることから、相談内容に適切に対応できるという観点で、連携施設が0歳児の保育を行っている場合、また、連

携施設との距離が近い場合に加点するものである。

同一物件での競合ということもあり、他の審査項目は全て同点となっており、結果として「発寒にじのいろ保育園」が2点上回っているものである。

**【主な委員意見・質問】**

なし

認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

5. 保育所  
(新設)の  
整備計画及  
び認可

**【事務局説明】**

**○資料5「保育所(新設)の整備計画及び認可」を用いて説明**

審査案件一覧に記載のとおり、案件は6件である。このうち、1番「札幌こども保育園」は、自己所有の物件を活用した自主整備で、2番から6番の5件は、賃貸物件を活用した補助整備の計画となっている。補助整備については、最大2千4百万円の施設整備補助を行うもので、当初予算の残額と補正予算案を併せて6件分の予算を確保する予定である。なお、資料に記載していないが、当初は9件の応募があったところ、審査の中で3件が辞退となったものである。

それぞれの計画の概要は、1番目の「札幌こども保育園」は、学校法人三幸学園が中央区大通西9丁目に新築している9階建の自社ビルのうち、3階に定員40人の保育所を整備するもので、屋外遊戯場は、ビルの敷地内のほか、約160m離れた自己所有地に整備する計画となっている。

2番目の「ニチイキッズさっぽろ保育園」は、株式会社ニチイ学館が北区北9条西3丁目にある13階建ビルの2階の一部を賃貸し、定員50人の保育所を整備するもので、公園を代替園庭とする計画となっている。

3番目の「たかだ第2保育園」は、社会福祉法人高田福祉事業団が白石区南郷通18丁目北にある9階建ビルの2階の一部を賃貸し、定員40人の保育所を整備するもので、公園を代替園庭とする計画となっている。

4番目の「ひばりが丘あすなろ保育園」は、社会福祉法人芽生(めむ)が厚別区厚別南1丁目にある地下付き2階建の建物1棟を賃貸し、定員40人の保育所として整備するもので、こちらも公園を代替園庭とする計画となっている。

5番目の「ピッコロ子ども倶楽部発寒南駅前」は、株式会社プライムランドが西区西町北6丁目にある3階建の建物1棟を賃貸し、定員50人の保育所として整備するもので、公園を代替園庭とする計画となっている。

6番目の「手稲桃の花保育園」は、社会福祉法人桃の花メイト会が手稲区手稲本町2条4丁目にある8階建ビルの2階を賃貸し、定員35人の保育所を整備するもので、こちらも公園を代替園庭とする計画となっている。

これら6件については、いずれも2階または3階に保育室等を設けることから、屋

外階段など避難経路が確保されていることを確認している。また、6件の定員合計は、255人分となる。

2ページ以降は、審査の結果を記載している。資料左側の1から8のとおり、各審査項目に基づいて審査をした結果、いずれの計画においても「×」の項目がなく、総合評価を「適」と判断している。

**【主な委員意見・質問】**

○職員の確保状況についてはどのようになっているのか。

→一部確保している部分もあるが、不足部分はこれから採用していくこととなっている。

設置認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適切であるとの条件を付した上で承認された。